重　要　事　項　説　明　書

（短期入所生活介護サービス）
（介護予防短期入所生活介護サービス）

当事業所がご契約者に対して居宅サービスの提供を開始するにあたり、厚生労働省令第37号第125条および第 35 号第 133 条に基づいて、当事業所がご契約者に説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人なごや福祉施設協会
事業者の所在地	名古屋市昭和区紅梅町 3 丁目 3 番地　円昭ビル 3 階
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　　浅野　正敏
電話番号	052－842－5531

2 ご利用施設

施設の名称	なごやかハウス横田
施設の所在地	名古屋市熱田区横田二丁目 3 番 35 番地
施設長名	木村　剛
電話番号	０５２－６７１－０６１６
ＦＡＸ番号	０５２－６７１－０６２０

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成１２年４月１日	第２３７０９０００９０号	85名
居宅	通所介護	平成１２年１月２８日	第２３７０９００１５７号	37名
	予防専門型通所サービス	平成１８年４月１日	第２３７０９００１５７号	
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成１８年４月１日	第２３７０９００２２３号	10名

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者または要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 施設の概要

(1)敷地及び建物

敷　　地		1172.64 ㎡
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 地上7階建 (耐火構造)
	延べ床面積	4444.05 ㎡
	利用定員	85名

(2)居室

居室の種類	室 数	面　積	1人あたりの面積
1人部屋	3室	54.0㎡	13.50㎡
2人部屋	8室(14床)	125.86㎡	8.99㎡
4人部屋	17室(63床)	527.62㎡	8.51㎡

(3)その他の主な設備(特別養護老人ホームと併用)

設備の種類	室 数	面　積	1人あたりの面積
食堂	3室	279.48㎡	2.54㎡
機能訓練室	2室	62.47㎡	0.57㎡
一般浴室	1室	44.10㎡	
機械浴室	1室	41.55㎡	
医務室	1室	16.57㎡	
デイルーム	1室	100.50㎡	

6 職員体制(主たる職員)

従事者の種類	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格等
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	
副施設長	1	1				1		
事務職員	3	1		2		2.5	適当数	
生活相談員	1	1				1	1以上	
管理栄養士	3	1		2		1.7	1以上	管理栄養士
介護職員	40	31		9		35.3	国基準 3:1 施設 2.4:1	介護福祉士 看護師、准看護師
看護職員	0	0		0		0		
機能訓練指導員	1	1				1	1	作業療法士、理学療法士
医師(嘱託)	3				3		2以上	診療科(内科、精神科)

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休日
施設長	勤務時間(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
副施設長	勤務時間(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
事務職員	勤務時帯(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
生活相談員	勤務時間(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
管理栄養士	勤務時間(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
機能訓練指導員	勤務時間帯(9:00～17:35)常勤で勤務	年間112日
看護職員	早番 (8:30～17:05) 日勤 (9:45～18:20)オンコール体制	年間112日
介護職員	早番 (7:40～16:15) 日勤 (9:25～18:00) 遅番 (10:30～19:05 11:00～19:35) 夜勤 (17:20～10:00 17:30～10:10)	年間112日
医師	内科 毎週 木曜日、金曜日の午後 精神科 月2日(第2・4 水曜日)	

8 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	利用を希望される期間の3ヶ月前の月の初日から受け付けております。

9 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種　類	内　　容
食　事	・管理栄養士により、利用者一人一人の年齢や心身の状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うとともに、必要に応じ食事介助を行います。 ・利用者の病状等に応じて、主治医より発行された食事箋に基づき、療養食を提供します。 ＜食事時間＞ 朝食　7:40～　　昼食11:40～　　夕食17:20～
排　泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　浴	・原則として、週2回の入浴または清拭を行い、個々の状況に応じた入浴方法を提供いたします。 ＜入浴方法＞ ①一般浴、②車椅子浴、③機械浴、④清拭(体調不良の場合等)
離床、着替え、整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、適切な着替え、整容が行われるよう配慮します。 ・シーツ交換は週1回行います。
健康管理	・常に利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康チェックを行います。 ・緊急時等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	・当施設では、利用者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 ＜相談窓口＞　生活相談員　:朝倉　歌織
送　迎	・ご希望により利用者の心身の状態やご家族の事情に応じて送迎を行うことが必要な場合に、ご自宅と当施設の間の送迎を行います。 ・原則として以下の範囲とします。 熱田区全域 ・土・日・祝日、年末年始等をはじめ、人員及び車両等の都合により、送迎の対応ができないこともございますので、予めご了承下さいますようお願いいたします。

(2)介護保険給付外サービス

種　類	内　　容
食　事	・管理栄養士の立てる献立表により、バラエティーに富んだ食事を提供します。 主食（①米飯　②軟飯　③粥　④ペースト） 副食（①普通食　②やわらか食　③ムース　④ペースト　⑤ケア食） ・季節に応じた行事食等を提供します。 ・嗜好、アレルギーに関しては対応できかねる場合がございます。
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事	・当施設では行事計画にそってレクリエーション・行事を行っております。
喫　茶	・月１回程度水曜日に喫茶コーナーにて実施しております。
被服の貸出	・利用中に必要な室内着、下着、靴下について、ご希望により貸出いたします。
テレビ	・ご希望により地上デジタル放送対応テレビの貸し出しを行っております

(3)その他

種　類	内　　容
身体拘束の廃止	・当施設の「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、職員への教育を徹底するとともに、やむを得ない場合を除き、ご利用者に対し、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。 ・ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。 ・身体拘束を行った場合、常に状態を観察し、職員全体で再検討を行い、拘束の必要がなくなった場合、すみやかに拘束を解除いたします。
虐待の防止	・当施設の「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、職員への教育を徹底するとともに、いかなる場合においてもご利用者に対し、虐待は行いません。 ・ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。 ① 虐待防止のための指針を整備します。 ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。 ③ 虐待防止に関する担当者を定めます。 （担当者：施設長　木村　剛） ④ 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。 ⑤ サービス提供中に、施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。 ⑥ ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

10 利用料

(1)法定給付

区　分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額(※)に、負担割合証に記載された「利用者負担の割合」を乗じた額(おむつ代を含む)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額(※)

※ただし、介護報酬(基本部分)に以下の加算を加えたもの

【加算】

○短期入所生活介護

介護職員等処遇改善加算

・施設や職員の体制により算定される加算

サービス提供体制強化加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、認知症専門ケア加算、機能訓練体制加算、医療連携強化加算、生産性向上推進体制加算

・該当者のみ算定される加算

送迎加算、療養食加算、個別機能訓練加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、緊急短期入所受入加算、在宅中重度者受入加算、若年性認知症利用者受入加算、医療連携強化加算、生活機能向上連携加算、看取り連携体制加算、口腔連携強化加算

○介護予防短期入所生活介護

介護職員等処遇改善加算

・施設や職員の体制により算定される加算

サービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算、機能訓練体制加算、生産性向上推進体制加算

・該当者のみ算定される加算

送迎加算、療養食加算、個別機能訓練加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算

(2)法定外給付

区　分		利 用 料
食費		・1日あたり1，740円(1食　580円) (食材料費及び調理にかかる費用です)
滞在費	個室	・1日あたり1，231円 (室料と光熱水費です) 但し、次のいずれかに該当する場合は多床室の料金となります。 ①感染症等により個室を利用する必要があると医師が判断した方であって、当該個室の利用期間が30日以内の場合 ②著しい精神症状等により、多床室を利用した場合に、他の同室者の心身の状況に、重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室の利用が必要と医師が判断した場合
	多床室	・1日あたり915円　(室料と光熱水費です)
注1:食費、滞在費とも、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、当該　認定証に記載の負担限度額を限度とします。(別添　料金表参照)		

(3) 入所者の選定により提供するもの

レクリエーション・行事	個人の所有に属する材料代等の実費
テレビ貸出料	1日50円
被服貸出代	1日50円

(4)利用料の支払い

支払い方法	利用料は以下の方法でお支払いください。 ・あいちFGファイナンスを利用し、口座振替とさせていただきます。毎月月末までの利用料を翌月 26 日に指定口座から、引き落としさせていただきます。

11 苦情等申立先

当施設 苦情相談窓口	1 苦情解決責任者　施設長　木村 剛 2 苦情受付担当者　副施設長　髙島 義博 ご利用時間　午前9時～午後5時20分 ご利用方法　電話　(052)671－0616 FAX　(052)671－0620 面接 苦情解決方法　「なごや福祉施設協会苦情解決実施要綱」による
第三者委員	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター (名古屋市北区清水4丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階) 電話 (052)910-7976　FAX (052)910-7977
他の苦情相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 (名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階) 電話(052)971-4165　FAX (052)962-8870
	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内) 電話(052)212-5515　FAX (052)212-5514
	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 指導担当 (名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所) 電話(052)959-2592 FAX (052)-959-4155

12 協力医療機関

医療機関の名称	協立総合病院
院長名	飯田　邦夫
所在地	名古屋市熱田区五番町4番33号
電話番号	(052)654－2211
診療科	内科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、心療内科、整形外科、皮膚科、眼科、外科、脳外科、産婦人科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、神経内科、アレルギー科、精神科、耳鼻咽喉科、脳神経外科
入院設備	ベッド数　434床
救急指定の有無	有

医療機関の名称	服部病院
院長名	服部　秀明
所在地	名古屋市熱田区沢上1丁目3－20
電話番号	(052)681－6561
診療科	内科、外科、整形外科、消化器内科(内視鏡)、大腸・肛門外科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・代謝内科、老年内科、アレルギー・リウマチ科、皮膚科、小児科、リハビリステーション科
入院設備	ベッド数　56 床(うち、地域包括ケア病床 30 床)
救急指定の有無	無

13 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ほきもと歯科医院
院長名	保木本　裕子
所在地	名古屋市熱田区横田町二丁目1番地29号
電話番号	(052)671－6767
診療科	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科

医療機関の名称	ならの丘デンタルクリニック
院長名	永田　陽一郎
所在地	名古屋市南区豊田一丁目30番1号　医療モール「メディコート」3階
電話番号	(052)618－6480
診療科	歯科、矯正歯科、小児歯科

14 事故発生時の対応

搬送先	原則　ご利用申込指定の医療機関への搬送を依頼します。 搬送時の状況によっては希望に添えないことがあります。
ご家族への連絡	事故発生時間、事故発生時の状況、身体の状況、搬送先等ご連絡時点で判明していることについてご指定の連絡先へご連絡します。
行政機関への報告	名古屋市健康福祉局高齢福祉部の所管課宛に名古屋市所定の様式により報告します。

15 緊急時等の対応

医療機関への受診	・病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ・緊急時以外の受診については、原則としてご家族に対応をお願いしております。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「なごやかハウス横田消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「なごやかハウス横田消防計画」にのっとり、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備の名称	個数等	設備の名称	個数等
	スプリンクラー	あ り	屋内消火栓	14箇所
	非常階段	2箇所	屋外消火栓	2箇所
	自動火災報知器	あ り	非常通報装置	あ り
	誘導灯	93箇所	非常用電源	あ り
	非常口	2箇所	避難器具(滑り台)	あ り
	カーテン、寝具等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届け出日:令和７年4月８日 防 火 管 理 者 :施設長 木村 剛			

17 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況	実施しておりません。

18 当施設ご利用の際ご留意いただく事項

来訪・面会	・面会時間:午前9時～午後5時 ただし昼食時(午前11時30分～午後１時)は除く ・面会時間を順守し、来訪の都度 事務室の面会簿に必要事項を記入してください。 なお、下記の時間帯は玄関を施錠しておりますので、ご来訪の際は玄関脇のインターフォンか指定電話にてお知らせください。 正午～午後1時まで 午後5時20分～翌日午前9時まで ・飲食物をご持参の際は必ず職員へお知らせください。
外出	・外出の際は、付添者の氏名、連絡先、帰所時間等を所定の用紙を記入し届け出てください。 欠食される場合は、事前に届け出てください。

居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・館内は禁煙となっております。 喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。また、火気の管理上、マッチ、ライター等の持ち込みはご遠慮ください。 ・飲酒は、ご遠慮ください。
迷惑行為等	・騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 ・他のご利用者や当施設の職員を許可なく撮影したり、個人情報をインターネット上などに公開することはお断りします。
所持品の管理	・持ち物にはすべてご記名いただき、保管は、各居室に備え付けのキャビネットをご利用ください。
現金等の管理	・貴重品のお持ち込みは原則ご遠慮願います。 どうしてもお持ちいただく場合の管理は、ご利用者の責任でお願いします。紛失等に関しましては責任を負いかねます。
宗教活動 政治活動	・施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて事業者（なごやかハウス横田）の職員（生活相談員　朝倉　歌織　）から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者　　住 所

氏 名

（代筆した場合）

代 筆 者　　氏 名

続 柄

利用者の家族等　住 所

氏 名

続 柄